

## 議 事 内 容

- 専務理事      ご案内しておりました時間となりましたので、第 52 回常設審議委員会を始めさせていただきます。  
                  本日は、審議委員の総数 17 名に対し 16 名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。  
                  それでは、開会に当たりまして、会長にご挨拶をお願いします。
- 会長            第 52 回常設審議委員会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。  
                  雨、雨ですね。例年雨ですけども、私の記憶では前回 6 月の常設審議委員会のあと 17 日頃からほとんど雨、雨、雨が続けております。  
                  コロナ被害の上に、また雨の被害ということで。私の予想では、今月 20 日頃に梅雨明けされるのではないかと考えております。  
                  早く晴れ間が欲しい今日この頃でございます。  
                  ところで、本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 5 条・14 件のほか、「農地バンクによる集積・集約化について」を議題としています。  
                  どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。
- 専務理事      ありがとうございます。  
                  ここで、委員の変更をお知らせいたします。  
                  役員改選により、佐賀県農業共済組合の山下組合長理事、佐賀県農業協同組合の中村副組合長が辞任されたため欠員となります。  
                  また、農業会議の役員改選により、玄海町農業委員会の日高会長に替わりまして有田町農業委員会の藤会長が就任されております。  
                  藤会長より一言ご挨拶をお願いします。
- 藤会長        どうぞよろしく申し上げます。
- 専務理事      ありがとうございます。  
                  なお、委員名簿をお配りしておりますので、常設審議委員会必携に綴じていただきますようお願いいたします。  
  
                  続いて、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告いたします。
- 農業会議事務局      (前回の審議案件について、資料 1 により報告。)
- 専務理事      それでは、審議に入りたいと思いますが、議長を会長にお願いします。
- 議長            それでは、ただ今から議事に入ります。  
                  議事録署名者として、〇〇委員と〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。
- 議長            それでは、農地法第 5 条の規定による意見聴取に入ります。  
                  一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から、説明をお願いします。
- 議長            まず、〇〇農業委員会から 4 件続けてお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-1、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-2、〇〇〇〇申請の介護施設用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-3、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-4、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-5、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、概ね500m以内に小学校、中学校が存することから第3種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-6、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会から4件続けてお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-7、〇〇〇〇申請の大型自動車及び建設機械の整備棟用地の転用において、申請地はインターチェンジから概ね300m以内にある農地であることから第3種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。

整理番号5-8、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域であり、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-9、〇〇〇〇申請の工事用進入路、資材ヤード、及び駐車場用地への一時転用において、申請地は市が定める農業振興地域整備計画において、農用地

区域内にある農地であり、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。第48回常設審議委員会進達分の延長申請です。

整理番号5-10、〇〇〇〇申請の工事用道路、資材ヤード、駐車場用地への一時転用において、申請地は市が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地であり、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。第48回常設審議委員会進達分の延長申請です。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。

整理番号5-11、〇〇〇〇申請の駐車場用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域であり、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。

整理番号5-12、〇〇〇〇申請の特定建築条件付売買予定地用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。

整理番号5-13、〇〇〇〇申請の牛舎建設用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。

整理番号5-14、〇〇〇〇申請の食肉加工工場、販売施設、駐車場建設用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 第5条関係14件について説明がありました。  
ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長 はじめに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員	(意見・質問なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の介護施設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	昨今水害等で浸水などの被害がでてますけど、これは隣が河川になってますが、これは嘉瀬川ですか。
〇〇農業委員会	いえ、多布施川になります。
〇〇委員	浸水対策とかは考えられていますか。かさ上げはどれくらいされますか。
〇〇農業委員会	かさ上げはだいたい20cmぐらいで、そんなに高くされる予定はないです。多布施川は土手がありまして、そこから浸水するということはないと思うんですけど、この業者さんは近くに関連の老人施設を持っていらして、そちらでは今まで浸水被害はあっていないということで、同じような形式で今回も造成するということを聞いております。
〇〇委員	そしたら大丈夫ですね。
議長	他にありませんか。
常設審議委員	(意見・質問なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 申請地の北側はどうなっていますか。

〇〇農業委員会 田となっています。

〇〇委員 そうしますとこの田は周りが道路や住宅地となって、真ん中だけ田が残るんですよ。  
そういうことを農業委員会で考えてもらって、そこで農業を継続できるようにするとか、宅地化を進められるように整備するとか。なるべく地域が成り立つような形を作っていただきますようお願いいたします。

議長 他にありませんか。

常設審議委員 (意見・質問なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員 (意見・質問なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員 (意見・質問なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の大型自動車及び建設機械の整備棟用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	上の欄と下の欄で面積が違うのは何故ですか。
〇〇農業委員会	上が台帳面積で、下が実測面積です。
議長	他にありませんか。
常設審議委員	(意見・質問なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手なし)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の工事用進入路、資材ヤード及び駐車場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の工事用道路、資材ヤード、駐車場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員 (意見・質問なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の駐車場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 土地利用の概要では、事務所とかが建築予定となっておりますけど、資金計画では建設費はゼロですが、これは何故ですか。

〇〇農業委員会 東側に既存の運送会社がございます、そこの拡張として計画をされています。農地の部分については、建築物がございませんので、農地にかかる部分の建設費はゼロということで記載させていただいています。

〇〇委員 既存のものがあるということですね。

〇〇農業委員会 そうです。

議長 他にありませんか。

常設審議委員 (意見・質問なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員 (意見・質問なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の牛舎建設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の食肉加工工場、販売施設、駐車場建設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	以上、本日意見を求められた第5条関係14件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
専務理事	農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。
議長	続きまして、次の項目に移ります。 「農地バンクによる集積・集約化」について、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料2により説明)
議長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見交換)



議長	それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。
専務理事	ありがとうございました。 最後に、その他の項目に移ります。  (その他の項目について、資料3により説明。)
農業会議事務局 専務理事	以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。 なお、次回は、8月17日となっておりますので、ご予約をお願いします。お疲れさまでした。

---

14時47分